

規約の改正箇所および要旨について

秋田県小学生バレーボール連盟

今回の規約改正は、従来、副会長の選任にあつては、各地区の会長および本会理事会で選任された者の中から選任することとしていたが、今後、同会理事会の承認を得て、常任理事の中から会長が委嘱することとしようとするもので、これに伴いその関係する条項および、より明確となるよう修正が必要な条項について以下のとおり整備しようとするものです。

- 1 第7条第3項中 「地区小連の会長および理事会で選出された者をもってこれにあてる」を「理事会の承認を得て常任理事の中から、会長が委嘱する」に改める。
 - ・各地区小連の会長を副会長のあて職としていたが、常任理事の中から選出することとした。
- 2 第8条第1項および第9条第1項中 「これを」削る。
 - ・表記を短くし、明瞭にした。
- 3 第10条第1項中 「経験を有する者について」を「経験を有する者の中から、」に改め、同条第2項 「前項の地区小連の推薦による理事は、各地区小連の理事長を含め、それぞれ4名以内とする。」を「前項前段の地区小連の推薦による者については、各地区小連の会長および理事長を含め、それぞれ5名以内とし、後段のその他本連盟の運営に関して知識、経験を有する者については、指名理事と称する。」に改める。
 - ・第7条第3項の改正内容を受け、各地区小連推薦の理事に各地区会長を加え人数の整合性を図るとともに指名理事の位置付けを明確にしようとするもの。
- 4 第14条第1項中 「会長は会議の議長となる」を、「理事会にあつては会長が、常任理事会にあつては理事長が、議長となる」に改める。
 - ・常任理事会の組織を明確化しようとするもの。
- 5 第16条第2項中 「書面による評決ができる。」の後の「その評決結果は、当該理事会の議決とする。」削る。
 - ・条文を簡潔に整理しようとするもの。
- 6 第17条第4号に次の1号を加える。
 - (5) 本連盟が主催する各種大会の運営に関すること。
 - 同条に次の2項を加える。
 - 2 各種大会の開催、運営に必要がある場合および緊急に決議する必要がある場合、電子メールを含む書面による常任理事会を開催することができる。
 - 3 前項の他、常任理事会は、インターネット回線を使用したWeb会議により、開催することができる。
 - ・常任理事会の業務および突発的な出来事に対応するための方策を整備しようとするもの。

秋田県小学生バレーボール連盟規約

第1章 総則

(名称および事務所)

第1条 本連盟は、秋田県小学生バレーボール連盟と称し、事務所を会長の所在地に置く。

(目的)

第2条 本連盟は、秋田県における小学生バレーボール団体を統括し、小学生バレーボールの指導普及および発展を図り、もって、小学生の心身の健全な発達に寄与し、その育成に努めることを目的とする。

(事業)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) バレーボール競技大会の開催および後援に関すること。
- (2) バレーボール教室の開催および普及・指導に関すること。
- (3) 指導者育成の講習会、研修会の開催
- (4) その他目的達成に必要な事業

第2章 組織および役員

(組織)

第4条 本連盟は、次の県内各地区小学生バレーボール連盟（以下「地区小連」という。）をもって組織する。

- (1) 県北地区小学生バレーボール連盟
- (2) 中央地区小学生バレーボール連盟
- (3) 県南地区小学生バレーボール連盟
- (4) 本荘由利地区小学生バレーボール連盟

(役員)

第5条 本連盟に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 常任理事 若干名
- (6) 理事 若干名
- (7) 監事 2名

(役員任期)

第6条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会長および副会長)

第7条 会長は、理事会において推挙する。

2 会長は、本連盟を代表し、会務を統括する。

- 3 副会長は、~~地区小連の会長および理事会で選出された者をもってこれにあてる~~理事会の承認を得て常任理事の中から、会長が委嘱する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代行する。

(理事長および副理事長)

- 第8条 理事長および副理事長は、理事の中から理事会で推薦し、会長が~~これを~~委嘱する。
- 2 理事長は、会長の命を受け会務を処理する。緊急事項については、理事長が先決執行することができる。この場合は、次期常任理事会および理事会で承認を得るものとする。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副理事長がその職務を代行する。

(常任理事)

- 第9条 常任理事は、理事の中から理事会で推薦し、会長が~~これを~~委嘱する。
- 2 常任理事は、常任理事会を組織し、理事会の議決に基づき常務を処理する。

(理事)

- 第10条 理事は、地区小連の推薦する者、その他本連盟の運営に関して知識、経験を有する者~~についての中から~~、会長が委嘱する。
- 2 前項前段の地区小連の推薦による理事者については、各地区小連の会長および理事長を含め、それぞれ4・5名以内とし、後段のその他本連盟の運営に関して知識、経験を有する者については、指名理事と称する。
 - 3 理事は、理事会を組織し、本連盟の業務を議決する。

(監事)

- 第11条 監事は、理事会において推薦し、会長が委嘱する。
- 2 監事は、連盟の会計を監査し、その結果を理事会に報告する。

第3章 名誉会長、顧問および参与

(名誉会長、顧問および参与)

- 第12条 本連盟に名誉会長、顧問および参事を置くことができる。
- 2 名誉会長は、理事会において選出する。
 - 3 顧問は、本連盟の会長であった者、または本連盟に功労のあった者で、理事会が推薦した者を会長が委嘱する。
 - 4 参与は、本連盟の副会長であった者、または理事および監事であった者で、理事会が推薦した者を会長が委嘱する。

第4章 会議

(会議)

- 第13条 本連盟に次の会議を置く。
- (1) 理事会
 - (2) 常任理事会

(会議の招集および議長)

第14条 会議は、会長が召集し、理事会にあっては会長はが、常任理事会にあっては、理事長が、会議の議長となる。

2 理事会は年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時開催することができる。

3 常任理事会は、年2回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時開催することができる。

(議決)

第15条 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会)

第16条 理事会は、第5条に定める役員をもって構成し、規約に定めるもののほか次の事項を議決する。

(1) 本連盟の事業計画および執行に関すること。

(2) 予算および決算に関すること。

(3) 規約の改正に関すること。

(4) その他本連盟の運営に必要な重要事項に関すること。

2 大規模な災害やこれに準ずる事象等のため、前項の理事会の開催が困難である場合、書面による評決ができる。~~その評決結果は、当該理事会の議決とする。~~

(常任理事会)

第17条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事をもって構成し、次の事項を議決する。

(1) 本連盟事業の運営方針の立案に関すること。

(2) 理事会に付議する事項の立案に関すること。

(3) 理事会の議決で委任されたこと。

(4) 細則、各種規程等の制定および改廃に関すること。

(5) 本連盟が主催する各種大会の運営に関すること。

2 各種大会の開催、運営に必要がある場合および緊急に決議する必要がある場合、電子メールを含む書面による常任理事会を開催することができる。

3 前項の他、常任理事会は、インターネット回線を使用したWeb会議により、開催することができる。

第5章 委員会

(専門委員会)

第18条 本連盟の事業を円滑に執行するため、次の専門委員会を置く。

(1) 総務委員会

(2) 指導普及委員会

(3) 競技委員会

(4) 審判委員会

(5) 倫理委員会

2 各専門委員会の組織および業務分掌等は別に定める。

第6章 加盟登録

(登録)

第19条 本連盟に加盟するチーム、チームを構成する選手およびベンチ役員の登録に関する事項は、細則で定める。

(加盟)

第20条 本連盟は、日本小学生バレーボール連盟（以下日小連という。）、東北小学生バレーボール連盟（以下東北小連という。）および秋田県バレーボール協会に加盟するものとする。

第7章 会計

(会計)

第21条 本連盟の経費は、登録料、参加料、補助金、寄付金およびその他の収入をもってあてて。

(会計年度)

第22条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(旅費等)

第23条 本連盟の活動および日小連、東北小連に係る旅費等の支出については、別に定める。

(慶弔)

第24条 慶弔に関する事項については、別に定める。

第8章 規程

(規程)

第25条 本連盟に次の規程を定める。

- (1) 専門委員会規程
- (2) 表彰規程
- (3) 倫理規程

附 則

この規約は、昭和56年4月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成 3年4月7日から施行する。（改正）

附 則

この規約は、平成14年4月7日から施行する。（改正・修正）

附 則

この規約は、平成25年4月6日から施行する。（改正）

附 則

この規約は、平成 26 年 4 月 5 日から施行する。（改正・修正）

附 則

この規約は、令和 2 年 4 月 25 日から施行する。（改正）

附 則

この規約は、令和 3 年 4 月 3 日から施行する。（改正・修正）

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 5 日から施行する。（改正、修正）